

平成23年 1 月宮崎県臨時県議会
総務政策常任委員会会議録
平成23年 1 月17日

場 所 第2委員会室

平成23年 1月17日（月曜日）

午前10時28分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正
予算（第9号）

○その他報告事項

- ・1月補正予算における経済・雇用対策の概要
 - ・宮崎県口蹄疫対策検証委員会の最終報告について
-

出席委員（9人）

委員 長	押川 修一郎
副委員 長	河野 哲也
委員	中村 幸一
委員	横田 照夫
委員	松村 悟郎
委員	武井 俊輔
委員	井上 紀代子
委員	鳥飼 謙二
委員	前屋敷 恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	山下 健次
県民政策部次長 （政策担当）	土持 正弘
県民政策部次長 （県民生活担当）	江上 仁訓
部参事兼総合政策課長	永山 英也
部参事兼秘書広報課長	亀田 博昭
統計調査課長	大野 保郎

総合交通課長	中田 哲朗
中山間・地域政策課長	山内 武則
生活・協働・男女参画課長	大脇 泰弘
文化文教・国際課長	安井 伸二
人権同和対策課長	吉田 正彦
情報政策課長	金丸 裕一
広報企画監	津曲 睦己
交通・地域安全対策監	柳田 勇

総務部

総務部長	稲用 博美
総務部次長 （総務・職員担当）	四本 孝
総務部次長 （財務・市町村担当）	岡田 英治
危機管理局長	甲斐 睦教
部参事兼総務課長	緒方 文彦
人事課長	桑山 秀彦
行政経営課長	大坪 篤史
財政課長	日隈 俊郎
部参事兼税務課長	永田 裕志
市町村課長	茂 雄二
総務事務センター課長	假屋 宗春
危機管理課長	金井 嘉郁
消防保安課長	山之内 点

事務局職員出席者

総務課主幹	馬場 輝夫
議事課主査	大下 香

○押川委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の変更についてであります、ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時30分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県民政策部から説明を求めます。

○山下県民政策部長 県民政策部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、今回提案しております議案につきまして、概要を御説明いたします。

今回お願ひしております議案は、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)」であります。

お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。今回お願ひしております県民政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の補正額の一番下の欄にありますように、1億3,698万3,000円の増額であります。これは、経済・雇用緊急対策の実施、並びに口蹄疫復興対策に伴う補正であります。補正後の県民政策部の一般会計予算額は、1,147億2,361万1,000円となります。具体的な事業につきましては、後ほど、担当課長から御説明申し上げます。

その他の報告事項でございますが、目次のほ

うをごらんいただきますと、その他の報告事項として、1月補正予算における経済・雇用対策の概要がございます。これにつきましても、後ほど、担当課長から御報告申し上げます。

私からの説明は以上であります。

○永山総合政策課長 総合政策課でございます。

まず、総合政策課の平成22年度1月補正予算につきまして、説明をさせていただきます。

お手元の平成22年度1月補正歳出予算説明資料の青いインデックス「総合政策課」、3ページでございます。総合政策課の補正額は、5,015万6,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は、1,040億6,098万8,000円となります。

補正予算の内容につきましては、5ページでございます。(事項)口蹄疫復興対策費、1の㊦口蹄疫復興財団設立事業5,015万6,000円であります。事業の詳細につきましては、常任委員会資料で説明いたします。

委員会資料の3ページをお開きください。1の事業目的であります。口蹄疫からの再生・復興を図るために必要な事業を実施することを目的とする一般財団法人宮崎県口蹄疫復興財団(仮称)を平成23年3月に設立する予定であることから、当財団の設立等に要する経費を支弁するものであります。

2の口蹄疫復興財団の概要についてですが、まず、財団の事業期間は、平成22年度から27年度までとなります。財団の組織体制については、評議員会と理事会を設置し、理事会の下事務局を置き、さらに監事及び会計監査人を置くこととしております。財団が実施する事業といたしましては、①の市町村が実施する復興事業への支援や、観光振興、商工業者への支援、さらにその他復興対策のために必要な事業

となります。具体的には、既存対策の効果や状況の変化を見ながら、今後、詳細を検討していくこととしております。これらの事業の財源といたしまして、11月に議決をいただきました1,000億円の資金の運用益20億円程度を活用することとしております。

次に、3の財団設立の経費等についてであります。設立の時期は、3月を予定しております。設立等に要する経費につきましては、設立準備会の開催や法人登記手続に係る経費といたしまして15万6,000円を見込んでおります。また、財団の基本財産として1,000万円、5年間の運営経費といたしまして4,000万円、計5,000万円を財団に拠出したいと考えております。今後のスケジュールとしましては、2月の中旬に設立準備会を開催いたしまして法人登記の手続に入り、3月中旬には完了させたいと考えております。

補正予算については以上でございます。

次に、4ページをお開きください。1月補正予算における経済・雇用対策の概要についてでございます。

まず、6ページをごらんください。県では、昨年12月に経済・雇用緊急対策本部会議を開催いたしまして、県民生活の安心確保と新たな成長に向けた経済・雇用対策を取りまとめました。その内容を6ページから8ページにかけて掲載いたしております。今回の補正予算は、この対策を踏まえて措置したものでございます。予算総額としましては、4ページに戻っていただきまして、一番上に記載しておりますとおり、総額125億円となっております。

ここでは予算の概要につきまして、対策の項目に沿って説明させていただきます。

まず、1の県民生活の安心確保対策につきましては、総額102億円余を計上しております。

(2)の緊急的な経済・雇用の下支えのため、65億円を計上しております。①の雇用対策として、緊急雇用創出事業臨時特例基金の積み増しを、また③の経済対策といたしまして、道路、河川や農林水産基盤、県立施設等の改修・整備などを予定しております。(3)の安全・安心の確保として37億円余を計上いたしております。①の地域医療・子育て支援対策として、安心こども基金等の積み増しやワクチン接種緊急促進基金の創設など、また②の福祉・介護対策として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金等の積み増しや県立施設等の改修・整備を、その他③のDV対策の事業、自殺対策の基金の積み増し、5ページになりますけれども、④の防災・安全安心対策の各種事業を予定しております。

次に、2の新たな成長に向けた対策につきましては、総額22億円余を計上いたしております。

(1)の口蹄疫からの再生・復興として、再生・復興推進体制の整備や畜産事業者等の経営・生活支援、防疫体制基盤強化などのための2億円余を計上しております。(2)でございますが、訂正がございます。「国際競争力に負けない農林水産業の構築」となっておりますが、「力」が余分でございます、「国際競争に負けない農林水産業の構築」でございます。訂正をお願いいたします。内容といたしましては、公設試験研究機関等の機能強化や種苗供給・生産体制、また生産基盤の整備などに9億円余を計上いたしております。(3)の新たな産業展開、事業創出に向けた取り組みとして、市場開拓や販路拡大対策等のため1億円余、最後の(5)その他として、県立学校の整備などに9億円余を計上いたしております。

県内の経済・雇用情勢は依然として厳しい状況にありますので、県民生活の一刻も早い安定

のため、引き続き、有効な対策を講じてまいりたいと考えております。

総合政策課からは以上でございます。

○安井文化文教・国際課長 それでは、文化文教・国際課の補正予算について御説明いたします。

資料がかわりまして、また歳出予算説明資料の「文化文教・国際課」、7ページをお開きください。当課の補正額は、46万7,000円の増額をお願いしております。補正後の額は、64億7,707万円となります。

その内訳につきましては、ページをめくっていただきまして9ページをお開きください。(事項) 県立芸術劇場費の46万7,000円であります。これにつきましては、県立芸術劇場におきまして、ホールや練習室を借りられます方が利用するカセットデッキですとかラジカセなどの録音機器が老朽化しておりますので、その更新を行うための経費であります。国のきめ細かな交付金を活用して整備を行うものでございます。以上でございます。

○金丸情報政策課長 それでは、情報政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスで「情報政策課」のところ、11ページをお開きください。情報政策課の補正額は、8,636万円の増額で、補正後の額は、12億3,792万円となります。

内容につきましては、13ページをお開きください。(事項) 行政情報システム整備運営費の8,636万円の増額であります。これは、説明欄1の県庁LAN運営費でありまして、国の地域活性化きめ細かな交付金を活用して、県の本庁とすべての出先機関を結ぶネットワークである県庁LANの安定的な運営を確保するため、老

朽化した機器を更新するものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。お手元の平成23年1月臨時県議会提出議案の5ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。上から2番目ですが、これは、ただいま申し上げました県庁LAN工事の工期が不足すること等により、繰り越しをお願いするものであります。

情報政策課は以上であります。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○武井委員 財団の件、何点か伺いたいんですけども、今、こういう準備をされていらっしゃるということですが、今のところだと理事長とかいうのは知事になるということになるのか、まだ正式にはもちろん決まっていらないんでしょうけれども、県としてはどのように考えていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○永山総合政策課長 資料の3ページにありますように、この組織のトップは評議員会ということになります。まだ正式なメンバーとしては決定しておりません。これから準備会を開いてということになりますが、評議委員会のトップには知事に座っていただくかなということでは現時点では考えております。

○武井委員 理事会の中に市町村の方であるとか民間の方であるとか、大体どのような方でどれぐらいの規模でそれぞれ評議員会なり理事会なりというのは考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○永山総合政策課長 今の想定としては、評議員会が8名、理事会が6名、監事を2名ということで想定しております。評議員会の構成、理事会も同じでございますけれども、県、市町村の代表の方々、商工関係の団体、農業関係の団

体、そして、どちらもというわけではありませんけれども、大学の代表の方等を想定いたしております。具体的な人選はこれからということになります。

○武井委員 わかりました。

事務局なんですけれども、基本的には県からの出向者で構成するということになるのか、またその規模についてはどの程度を想定されているか。

○永山総合政策課長 事務局は2名を予定しております。県からの出向職員が1名、嘱託職員として非常勤で1名の2名で構成をしたいということで考えております。

○武井委員 わかりました。

事業の内容は、あくまでも今回、設立ということになるかと思うんですけれども、それに当たってですけれども、例えば、リゾート基金を観光コンベンションが持っていますけれども、これと観光推進課の事業との違いとか、コンベンション自体の事業との違いというのはよく商工の委員会なんかでも議論になったりすることがあるんですけれども、実際に県としても、これから独自でまた財源を組んでいろんな事業、当然、口蹄疫対策をやっていくわけなんですけれども、この財団でやることと県が独自でやることとの切り分けといいますか、すみ分けといいますか、そのあたりはどことがどういうふうな基準でということ現段階でお考えになっているか、お伺いします。

○永山総合政策課長 制度的なスキームでいうと、県の直接の予算でやるもの、例えば30億の取り崩し型基金等でやるものについては、県が直接執行することが可能なものということになります。この財団の事業につきましては、県が直接事業主体となるようなものについては支援

できないということになっていますので、例えば市町村であったり団体であったりというところが行う事業に対して支援をするということになると思っています。ただ、もともと出発点として、口蹄疫復興のために何が必要なのかということやさまざまな財源を使ってやっていくというのが趣旨でありますので、その目的に沿って一番いい形は何なのか、どの事業をどうやって支援するのがいいのかということ、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、現在、取り崩し型基金等で行っている事業、あるいは国の補助事業を活用している事業の効果等も見きわめながら、考えていくことになるというふうに思っています。

○武井委員 せっかく財団をつくるのであれば、かゆいところに手が届くといいますか、財団だからできることというものに積極的に取り組んでいただければこそ、よりこの財団の価値というか、意義が生まれてくるだろうと思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

財団についてもう一点伺いますが、今でもいろんな話を聞くと、寄附をしたいんだという方もまだまだ結構いらっしゃって、今はふるさと納税ということになりますけれども、これも幅広になりますから、口蹄疫にちゃんと使われるんですかみたいな話になると、なかなかそれもわかりづらい。今、タイガーマスク現象などと言われていますけれども、ああいったものも寄附したものがしっかり喜んでもらえるというのが見えるからというのが、非常に輪の広がりというものになっているんじゃないかと思うんですけれども、せっかくこういうふうな財団をつくるのであれば、改めてこの財団において寄附の受け付けというものができないのか、そのあたりの検討はできないのかどうか、お伺いをし

たいと思います。

○永山総合政策課長 この財団は、今、御提案のあった話について、できないという結論にはならないのかもしれませんが、現時点においては、国の支援スキームの中で、1,000億円の資金調達に対する利子補給を受けながら、その運用益で活動するというのがメインになっていますので、それにプラスして、義援金等いただいたもので活動がどこまでできるのかというのは少し考えなければならないだろうと思っています。一方で、県も非常に財政状況厳しい中で、口蹄疫復興のための対策はさまざまやっけていかなければならないことがありますので、そちらでそのような寄附等について活用することのほうがベターなのかどうか、そのあたりは比較考量をしていくことになるのではないかなというふうに思います。

○武井委員 まだまだそういう善意をお持ちの方もたくさんいらっしゃるのですが、そういう方がより寄附しがいのあるような形でということでも活用できるのであればということですので、ぜひ、検討していただきたいと思います。

最後に一点、情報政策課にお伺いしますが、8,636万円のLANの改修——LANの改修が必要なことは認めるんですけども、大手の会社が契約をして、大手の会社が大体事業に取り組むわけなんですけど、8,636万円の補正を組んで、緊急経済対策として見たとき、実際、地元の企業にちゃんとお金が残るのかどうか。全部東京に持っていかれるという意味であれば、宮崎県として緊急でやる意義というのがどうかなと思うんですが、そのあたりで、実際にどの程度の金額が地元企業にしっかりと支払われるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○金丸情報政策課長 LANの工事につきまし

ては、これまでもそうなんですけど、原則として県内本店の事業者が発注をしております。県内本店事業者で建設業法の情報通信工事の許可を持っているところ、県内で70数社ありますけれども、そこを対象にしております。ただ、今、委員おっしゃるように、機器等については、大手から仕入れて工事をやりますよということになりますので、基本的にはすべてが県内事業者に戻るということです。

○武井委員 わかりました。以上です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 この財団設立の件についてですが、財団運営経費で4,000万円ですが、主に人件費と見ていいでしょうか。

○永山総合政策課長 人件費及び評議員会とか理事会等の運営費、それから通信等いろんな連絡調整等をやっていきますので、そのための経費としておおむね年間800万円程度が必要かなということで、5年間で4,000万円という想定をいたしております。

○前屋敷委員 あわせて、この復興事業ですけども、市町村が実施する事業であるとか、商工業者への支援ということなんですけど、これは申請をして、審査をして決定するということになると思うんですが、地域経済の復興もありますので、随時受け付けて、即審査になる、そういう仕組みになっているのか。

○永山総合政策課長 具体的なスキームまでまだ決めておりません。対象事業としてどういうものやっけていくのかも含めて、これからの検討ということになりますけれども、いずれにしても、20億円しかございませんし、年間4億円しか生まれない。それも利息が生まれるのは年2回、基本的には9月と3月ということになりますので、その時期に合わせてどのような事業

査定を行っていくのかというのは、少し詳細な計画が必要なんだろうというふうに思っております。それについてはこれから詰めていくことになるということでございます。

○前屋敷委員 ぜひ、有効な活用ができるように、スムーズにいくようお願いしたいと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○横田委員 経済対策、公共事業とかもするんですけれども、やっぱり児湯郡中心の事業ということになるんでしょうか。

○永山総合政策課長 今回は緊急的な経済・雇用対策ということで想定しておりますので、口蹄疫対策に限定した話ではございませんので、一応、全県下目配りをしながらということになると考えております。

○横田委員 先ほどの本会議で前屋敷委員が質問されましたけれども、ワクチン接種のことなんですけれども、私も何回か一般質問等で質問させていただいて、大変ありがたいなというふうに考えているんですけれども、来年度分までの予算は確保されているけれども、あとのめどは立っていないということをお聞きしているんですけれども、今回の一時的なものに終わったら絶対いけないと思うんですね。それとまた、今回、3種類のワクチンということなんですけれども、それ以外にも、例えば高齢者用の肺炎球菌ワクチンとかピロリ菌の除菌とか、いろいろ予防医療で対象とすべきものはまだほかにもあると思うんですね。そういったことまで含めて再来年度以降の予算についても、来年度のうちに方向性をぜひ考えていただきながら、この事業を進めていただけたらありがたいなと考えていますけれども、いかがでしょうか。

○永山総合政策課長 この2年間、確かに、今

回のワクチン接種もそうなんですけれども、例えば安心こども基金関係、子育て支援等についても、経済対策として予算措置がされていて、それが期間として限定されているということもございます。ただ、こういうことを契機として政策を打っていくというのは非常に大事なことです。御指摘があるように、これは継続してやっていくべきものですから、県としては、まずは国に対して継続的な財政支援措置を求めていくことが重要であろうというふうに思っております。それがもし、ない場合にどうしていくのかということについても、真剣に考えなければならぬことなんだろうなというふうに思っております。とりあえず、経済対策としてお金が来ますので、それを本当に有効に活用するというところからのスタートだというふうに思っております。

○松村委員 まず、経済対策の中の公共工事等の実施についてなんですが、54億、非常に大きな金額でございますので、今回の補正が可決された後にどのような形で実施されるのか、あるいは年度を越えてほとんど繰り越しなのか。できたら緊急雇用ですので、早急な契約等とかに結びつけていただきたいと思うんですが、今後のスケジュール、日程等についてはどのような形になっているんですか。

○永山総合政策課長 詳細なスケジュールまで私も把握しておりませんが、もう1月中旬でございますので、感覚的にいえば繰り越しがかなりの部分を占めるのではないかなというふうに思っております。

○松村委員 来年度は骨格予算ということでございますので、そこを考えますと、できるだけ早く事業化するという御努力をお願いしたいと思います。

○永山総合政策課長 県民政策部としてできる努力はしていきたいと思っております。

○松村委員 よろしくお願ひします。

新たな成長に向けた対策の中で、(1)の口蹄疫からの再生・復興ということですがけれども、畜産事業者経営、この中で特定疾病フリー地域支援事業ということがございます。畜産のほうですから具体的にはこちらと違うんでしょうけれども、家畜の導入費に対しての補助とかいろんな形で行われるんじゃないかと思ひますけれども、特定疾病フリーという中で、協議会等が一生懸命進めている中で、その協議会に入っていない方とか、いろんな課題ができていないかと思ひます。強制力とかがない中で特定疾病フリーという形で今進められているんですけれども、せっかく98%の方が「オーケーです。やりましょう」といって、それに税をかけていろんな手助けをするという中で、足並みがそろわないと、例えば普通の家畜が入ったらどうなるんだというところとかの担保もないし、この辺での指導力とか、この事業をする上でのもう一つの全体的な指導というか、特定疾病フリーを確立するための制度というところで県民政策部としての支援を必要とするんじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○永山総合政策課長 特定疾病フリーは、復興対策を立てるに当たって、私たち、中心としてやってきたんですけれども、今回の大きな目玉だというふうに認識をしております。県民政策部としては、農政水産部に対して、これを必ず実現するよという事で強いプッシュはしているところがございます。そういうことも踏まえて、今回、予算措置まで行き着いたわけですがけれども、おっしゃるように、農家の皆さんが全部足並みをそろえていうところまでまだ

いっていないというのは事実だろうというふうに思ひますけれども、こうやって端緒をつくっていくことで、だんだんそれがメリットになるんだということを示していくということではあり得ないのかなというふうに思ひますので、農政水産部に対しては、しっかりと地域を巻き込んで理解を得ながら、一定の面的な広がりを持ったものとして進んでいくように今後も働きかけはしていきたいというふうに思ひます。繰り返しになりますが、復興対策の中で私は一番メインだというふうに思ひますので、そこは私のできる限りでの指導はしていきたいと思ひます。

○松村委員 ありがとうございます。非常な被害の中で新たなブランドとか自信につながる形になるので、これはぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○鳥飼委員 4ページの経済・雇用対策の概要ということで125億の御説明をいただいて、総務部に聞くほうがいいのかなと思ひますけれども、125億の補正ということになっているんですが、基金積立事業とかもあるんですね。麻生政権時代から基金積み立てというのがあって、県民も私たちも実際に支出をされていくというのがわからなくなっている。職員もひょっとしたらわからないんじゃないかなと。それでちょっと確認をしたいのは、125億の中で基金積み立てとか、まだ当分使えませんよというのを除いた部分は、今、いろんな事業の説明をいただいて、繰り越しになる部分もあるんですがけれども、一応それは出ていくわけですから、125億のうちどの程度というのは総務部に聞いたほうがいいんでしょうか。

○永山総合政策課長 申しわけございませ

ん。125億の内訳まで私も詳細を把握しておりません。真水としてという意味だろうと思いますけれども、そこまで把握できておりません。

○鳥飼委員 わかりました。総務部のほうで確認をしてみたいと思います。雇用対策事業ということで今度の補正は全額こういうことですから、そこら辺は非常に大事なことかなというのが1つと、基金で積み立てていって、後日支出をしていくということですから、それはそれで意味はあるんでしょうけれども、125億ですよと言っても、本当は125億じゃないというようなことにもなると思いますので、それは確認をしていきたいと思います。

もう一つ、前のページの財団の設立の関係なんですけれども、事務局というのはどこに置くことになるんでしょうか。

○永山総合政策課長 県庁内に置きたいと思っております。現時点では復興対策の全般を総合政策課がやっておりますので、設立以降も総合政策課が復興対策の全般を担うということになれば、総合政策課の中に置くことになります。今後、新年度以降どういう組織になるかということによって変化はあり得るというふうに思っております。

○鳥飼委員 それのほうが具体的な事業としては進めやすいのかなという感じが私もいたします。

800万の人件費は県の職員等ということになっていますが、県の職員はこの中から人件費は出していくということになると思っていいんでしょうか。

○永山総合政策課長 この財団は県と密接な関係のある財団ということになりますので、出向職員の基本的な人件費については、県が直接持ちます。活動のために要する経費、例えば時間

外であったり、そういうものについてはこの財団の人件費の中から見えていくことになるという予定でございます。

○鳥飼委員 わかりました。

もう一つなんですけど、財団の関係で5,015万6,000円を支出することになるんですけども、基本財産、設立準備経費等についてはわかるんですけど、運用財産の5年間の財団運営経費というのも一括設立時に支出するという手法、毎年というのものもあるのかなという感じがするんですけども、こういう形というのはどういう考えでとられているのかをお聞きしたいんです。

○永山総合政策課長 御指摘のとおり、毎年度、補助金等の形で出していくという方法もあるとは思っておりますけれども、毎年度の予算となりますと、シーリング等の関係もあって、十分に確保できるかどうかという問題もございますので、この財団は5年間しっかりと運営をしていくということで、必要なものについては最初から確保しておくということで、4,000万円措置させていただきたいということで考えております。

○鳥飼委員 わかりました。ちょっと大ざっぱなやり方かなというような感じがしたものですから、確認の意味でお聞きしました。

もう一つ、基金とかいろいろこれまでの経緯がありましたけれども、こういう方式でやったというのは、これまでの経緯として何かありますか。

○永山総合政策課長 宮崎県内では恐らく初めての形だろうと思います。ただ、これまで新潟中越であるとか阪神・淡路であるとか、こういう災害時の復興に当たっては、同じようなスキームで財団が設立され、運用されているというこ

とでございます。

○鳥飼委員 わかりました。終わります。

○押川委員長 ほかにございませんか。その他はございませんか。

○横田委員 財団について確認させていただきたいんですけども、財源は1,000億円の運用益ということなんですけれども、その運用益に限った事業だけを協議するという事なんです。それとも、そのほかにもいろんな部局で、復興対策も今から出てくると思うんですけども、それも含めての協議をこの財団の中でしていくということなんです。

○永山総合政策課長 この財団は、基本的には20億円の運用益を活用する事業を推進していくための組織ということになります。ただ、先ほど委員から御質問がありましたように、例えば、寄附金を受け入れて、それで追加的な事業をやりましようとなれば、その部分も含めてということになります。あくまでも、財団の支出については県への支援ができないという形になっておりますので、県が事業主体となるような事業については県の予算の中でやっていくということで、そこは仕切りをつけていくことになるということでございます。

○武井委員 その他で1点、総合交通課にお伺いしたいんですが、先週の金曜日に押川委員長も一緒だったんですけども、空港のほうに行かせていただいて、いわゆる防疫の状況等の確認をさせていただいたんですけども、今後の交通機関の防疫については、いろんな対策等を見ても出てきていないんですが、どのような形で臨んでいこうとされているのか、お聞かせください。

○中田総合交通課長 先週金曜日、押川委員長と武井委員ほか、空港のほうを見ていただき

したけれども、現在、防疫対策をやっているところは宮崎空港、各港湾、港湾課のほうから各港湾管理者のほうに文書を出して、靴底消毒等をやっただいておりますけれども、交通全体でいいますと、昨年、口蹄疫が発生している時点では、駅とかバス等をやっただきました。これにつきましては、今、農政のほうともお話をさせていただいているんですけども、一定の基準というか、こういう段階になったらここまでやるんですよというようなものを、専門的な知見のもとに示していただいて、その上で交通事業者と今後については協議していきたい。現時点におきましては、当面、一番問題となっております空港、港については、口蹄疫発生以前からもやっておりましてけれども、現在も引き続きやっているというような状況でございます。以上でございます。

○武井委員 その中で特に話が出ました、宮崎空港の場合、今、韓国の蔓延なんかで、靴底を実際に消毒したりというような過程も見せていただいたんですが、空港でも話が出ましたけれども、今、釜山から福岡までフェリーで来て、それから観光バスに乗って来るという方も相当数いらっしゃるということなんです。空港のほうはそういう形でやっても、事実上、そちらから来る方はほぼノーチェックに近い状況のようなんですけれども、そういったことをしていけないと、どこから来ても結局一緒なわけですから、観光バス、フェリー等を使って見える方について、これからどのような防疫をしていくのか。これをやっていけないと意味がないと思うんです。結局、抜け穴になってしまうんですが、そのあたりをバス事業者等の協力とか、そういうことで具体的に取組まれていく予定等があるのかどうか、お聞かせください。

○中田総合交通課長 ただいま委員がおっしゃったように、宮崎空港、県内の港だけではなくて、海外との交流というのは全国で行われております。九州でいえば、先ほどおっしゃいましたように、韓国の釜山から「ビートル」とかでたくさんの方が来られております。福岡の「ビートル」が着きますところとか、私、釜山港も見てまいりましたけれども、釜山港においてもマットをちゃんと敷いて口蹄疫対策というか靴底消毒はしっかりやっていただいております。全国的なレベルでいいますと、国の動物検疫所のほうで水際対策ということでやるというのが基本になるかと思っておりますけれども、バスにつきましては、どのあたりまでやっていくのかというのはなかなか難しい問題があるかと思っております。観光客もバスだけで入るわけではありませぬし、当然、鉄道も使いますし、場合によってはレンタカーとか使っているいろいろな方もいらっしゃいますので、国内に入る段階で、国の責任においてしっかり防疫対策をやっていただくというのが私は基本だと思っております。ただ、本県は口蹄疫が発生している地域ですので、特に宮崎空港、港において、さらに防疫対策をやっていただいているというような状況であります。

○武井委員 もちろん、レンタカーを含めていろいろな動きはあるわけですから、すべてを捕捉するというのは不可能かもしれないんですが、バスの場合、団体でお見えになるのである程度見えますね。団体で博多港に入ってきて、団体でバスでお見えになるということが多いわけですから。そういった意味ではその辺の捕捉ができ得るところはできるだけというようなことで御質問をいたしました。確認ですけれども、宮崎空港では靴底消毒、つまり、ゴルフの方が非

常に多いんですけれども、ゴルフバッグから出して靴底を消毒したりとかいうことをしているようになんですけれども、博多港なり釜山でもそれをやっているということによろしいんですか。それは非常に大事だと思うんです。

○中田総合交通課長 基本的に動物検疫所の仕事というのは、入国するときに消毒することになっております。ですから、博多港に入るときには当然、入国する段階で消毒がなされていると。韓国は韓国で、釜山港に入国するときに大きなマットを敷いて靴底消毒がなされておりました。以上でございます。

○武井委員 わかりました。

○前屋敷委員 関連してですけれども、私も防疫の点ではぜひ要望したいと思っていたんですけれども、農家の方々に聞いても、宮崎の空港や港だけの対策ではやっぱり無理だと。課長がおっしゃったように、国の責任で、国内すべての港や空港で徹底した防疫対策をとれるような形にしないと食いとめることはできないんじゃないかという意見も、かなり出されておるんです。県としても要望されていると思うんですけれども、国がそこまで真剣な形で対応をとられるように、さらに要望を強めていただきたいというふうに思います。

○永山総合政策課長 先週末に県の検証委員会から知事に対して報告がありましたけれども、その中でも、先進国並み、オーストラリアを想定しての水際防疫が必要であると。そして、国がやった補完する部分について県がしっかりとやるようにというふうな指摘をいただいておりますけれども、国に対してはしっかり求めていくべきことだというふうに考えております。

○横田委員 私も関連なんですけれども、今からスポーツキャンプとかが始まるわけですから

ども、例えば韓国のスポーツ団体の受け入れについても問題になっていますね。地元農家の反発したい気持ちも物すごくよくわかりますし、橋田西都市長が、自分たちがやられてつらかったことを逆の立場になってしてはいけないと言われたことも物すごくわかるんですね。当然、県として、方針といいますか、それをちゃんと打ち出す必要もあると思うし、受け入れるとしたら徹底した消毒をお願いして、それも受け入れてもらわないと納得してもらえないということがあると思うんです。来られる団体側の理解とか、そこ辺はどんなふうになるんでしょうか。

○永山総合政策課長 基本的に、受け入れは市町村の判断でやられていることではありますけれども、極めて重要な問題ですので、受け入れるに当たってはどのようなことが必要なのか、防疫対策として何が必要なのかということを農政水産部とみやざきアピール課のほうで話し合いをしていただいて、市町村に対して通知文等も出しているところです。このような対策が必要ですよ。それが多少厳格であったがゆえに、西都に来る予定のところは少し時期がずれたりということがあったようではございますけれども、きちっとした防疫を行うということを基本にやっていくべきだと思っていますし、その指導を徹底するのが県の責務かなというふうに思います。

○横田委員 これだけやっているんだから理解してくださいと言えぐらいの徹底した消毒といいますか、防疫をする必要があると思いますので、ぜひ、そこはお願いしたいと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

それでは、以上をもちまして県民政策部を終了いたします。執行部の皆様、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時22分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

総務部からの説明を求めます。

○稲用総務部長 それでは、今回、御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料によりまして御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。平成22年度1月補正予算案の概要（議案第1号）についてであります。

今議会に提出しております予算案は、経済・雇用緊急対策の実施、口蹄疫復興対策及び鳥インフルエンザ対策等に伴う経費について措置するものであります。なお、口蹄疫対策に関しましては、第8次の対策予算となります。補正額は、一般会計で125億888万7,000円の増額であります。この結果、一般会計の予算の規模は、1月補正後で7,857億4,576万8,000円となります。この補正による一般会計の歳入財源は、国庫支出金が83億1,218万2,000円、繰入金が10億2,486万5,000円、県債が31億2,590万円、その他が4,594万円であります。

2ページをお開きください。一般会計歳出の款ごとの内訳であります。主なものを申し上げますと、民生費から労働費までは国の補正予算で交付される各種交付金の基金への積み立てが中心であります。農林水産業費は、経済・雇用緊急対策に加え、口蹄疫復興対策と鳥インフルエンザ対策をお願いしております。土木費と教育費につきましては、経済・雇用緊急対策に伴う公共事業など普通建設事業費の増額であります。

次に、5ページをお開きください。総務部に

おける1月補正の課別集計表でございます。表の補正額の欄の一番下にありますとおり、総務部といたしましては、合計1億9,752万9,000円の増額をお願いしております。

補正予算については以上であります。

次に、その他の報告についてであります。資料の10ページをお開きください。本日、御報告いたしますのは、ここに記載の宮崎県口蹄疫対策検証委員会の最終報告についてでございます。

それぞれの詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○日隈財政課長 議案第1号の歳入予算について御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧の表であります。それでは、その概要について御説明いたします。まず、この表の太枠の中、今回補正額の欄でございますが、まず、自主財源についてであります。10億7,080万5,000円の増額でございます。その内訳は、分担金及び負担金が4,594万円、繰入金が10億2,486万5,000円となっております。次に依存財源でございますが、114億3,808万2,000円の増額でございます。内訳は、国庫支出金が83億1,218万2,000円、県債が31億2,590万円でございます。この結果、今回の補正によります歳入の合計は、125億888万7,000円となっております。したがって、補正後の一般会計の予算規模は、7,857億4,576万8,000円となります。

その詳細について、4ページをお開きください。ただいま説明いたしました歳入の科目別概要についてであります。まず、分担金及び負担

金の1月補正額は、4,594万円でございます。その内容は、右の説明欄に記載しておりますとおり、土木関連公共事業費の負担金で、そのすべてが経済・雇用緊急対策の実施に伴うものでございます。

次に、繰入金であります。今回の補正は、いずれも基金繰入金で、補正額は10億2,486万5,000円でございます。その内訳は、右の説明欄にございますけれども、財源補てんのための財政調整積立金取り崩しが2億610万4,000円、森林整備加速化・林業再生基金繰入金1億8,800万円から社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金繰入金の1億1,653万3,000円、ワクチン接種緊急促進基金繰入金3億6,439万9,000円、ここまでの3つの基金繰入金、これはいずれも、国の交付金等を原資とする基金を事業の財源として活用するために繰り入れるものであります。また、口蹄疫復興対策基金繰入金1億4,982万9,000円につきましては、御案内のとおり、9月議会で積み立てました宮崎県口蹄疫復興対策基金の一部の取り崩しでございます。この金額については、今回の復興対策事業の補正予算に活用するものであります。

次に、国庫支出金であります。今回は、国庫負担金と国庫補助金の合計で総額83億1,218万2,000円の増額でございます。内訳を見ていただきますと、今回の経済・雇用緊急対策で実施します公共事業等の財源、あるいは各種基金の新規及び追加の積み立てのための交付金はその大半を占めておりまして、二重丸の国庫負担金が14億120万円、その下の二重丸の国庫補助金が69億1,098万2,000円となっております。

最後に、県債でございます。補正額が31億2,590万円でございます。その内訳は、公共事業費の財源として追加措置します土木債が26億900万円

でございます。残りは養護学校建設のための教育債5億1,690万円であります。

歳入予算については以上でございます。

引き続きまして、次に口蹄疫対策関連予算について御説明させていただきます。

6ページ及び7ページをお開きください。ちょっと見にくくなって恐縮でございますけれども、今回の補正が8次補正ということになります。これまでの補正予算について一覧表としてまとめておりますけれども、今回お願いしております補正予算分は、7ページのほうの左下のところになるわけなんですけれども、8回目となります今回の口蹄疫対策関連の補正予算2億3,232万8,000円でございます。関連予算の累計は、総務部長が申し上げましたとおり、1,889億8,702万2,000円となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○緒方総務課長 総務課でございます。1月補正予算につきまして、常任委員会資料で御説明いたしたいと思っております。歳出予算説明資料では17から19ページに記載しておりますが、委員会資料で御説明を差し上げたいと思っております。

5ページをお開き願いたいと思っております。平成22年度の歳出予算総務部課別集計表でございます。表の一番上、総務課の欄でございますが、経済・雇用緊急対策の実施に伴う公有財産管理適正化事業に要する経費といたしまして、1億3,684万5,000円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額は、16億4,517万1,000円となります。

次に、事業の詳細について御説明をしたいと思います。8ページをごらんください。まず、1の目的でございますが、昭和46年に建設されました県庁附属棟の3階につきまして、天井及

び床の内装材に吹きつけアスベストの使用が確認されたために、その後、囲い込み措置を行って、平成13年度から立入禁止といたしております。しかし、建物の老朽化が進みまして、また1、2階部分の耐震性にも問題がありますことから、今回、県庁附属棟の東側、場所でございますと、一番下に周辺図をつけておりますけれども、この太枠の部分について解体工事等を行うものでございます。なお、西側のほうに現在、会議室棟として使っておる棟がございますけれども、ここの部分は残すことにいたしております。

次に、2の建物の概要でございますが、構造は1、2階部分が鉄筋コンクリートづくり、これは昭和38年に建設されております。3階部分が鉄骨づくりで昭和46年の増築でございますが、建築面積は776.9平米、延べ床面積で申しますと2,617.15平米となっております。

次に、3の事業効果でございますが、アスベストを除去することによりまして、周辺住民あるいは職員等の安全確保に資する、さらに、工事等の発注によりまして地元中小企業等の雇用確保に資するものと考えております。

最後に、4の予算額でございますが、合計で1億3,684万5,000円をお願いしております。

なお、実施設計から工事完了まで約5カ月程度見込まれ、年度内では工期が不足するために、同額の繰り越しをお願いしております。平成23年1月臨時県議会提出議案の5ページに記載しているところでございます。

総務課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○山之内消防保安課長 それでは、消防保安課につきまして、御説明をさせていただきます。歳出予算説明資料では21ページから23ページに

記載しておりますが、説明につきましては、常任委員会資料のほうで説明させていただきます。

委員会資料の5ページをお開きいただきたいと思っております。平成22年度歳出予算の総務部課別集計表でございます。表の一番下の消防保安課の欄でございますが、経済・雇用緊急対策の実施に伴う消防学校環境整備事業に要する経費といたしまして、6,068万4,000円の増額補正でございます。補正後の予算額は、5億8,341万円となります。

それでは、補正の具体的な内容について説明させていただきます。

同じく委員会資料の9ページをお開きいただきたいと思っております。まず、1の目的でございますが、消防学校本館につきましては、平成6年度に建設され、現在、16年が経過しております。経年劣化による外壁タイル落下の危険性や雨水の浸潤など、改修が必要な箇所が散在しております。また、学生寮におきましても、昭和63年度に建設されておりますが、本館同様に経年劣化が進行しております。屋根の防水シートのはがれや、外壁塗装箇所の亀裂などが生じており、今回の国の緊急総合経済対策である地域活性化交付金(きめ細かな交付金)を活用して改修を行うものであります。

次に、2の工事内容についてでございます。まず、(1)本館につきましては、外壁タイルの浮き部分の改修、タイルの張りかえ、タイル目地の防水工事などございまして、総額2,185万5,000円の事業費でございます。次に、(2)の学生寮につきましては、屋根の防水や外壁の塗装などを行うものでありまして、総額3,882万9,000円の事業費でございます。

次に、3の事業効果でございますが、外壁等の改修工事により建物の劣化を防止し安心して

勉学に励む環境が整備されますとともに、工事等の発注によりまして、地元中小企業の雇用確保に資するものというふうに考えているところでございます。

最後に、4の予算額でございますが、合計で6,068万4,000円。また、平成23年1月臨時県議会提出議案の5ページに記載しておりますが、工期が不足しますため、同額の繰り越しをお願いしております。

なお、資料の一番下に少し見にくいかもしれませんが、建物劣化状況の写真を掲載しているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○大坪行政経営課長 それでは、宮崎県口蹄疫対策検証委員会の最終報告の概要について御説明いたします。

本日は、朝方、報告書の本文と資料編、さらには問題点等を表にまとめたものをファイルしてお配りしておりますが、時間の関係もございまして、説明につきましては、委員会資料のほうでさせていただきます。

委員会資料の10ページをごらんいただけますでしょうか。まず、1、主な活動の経緯ですけれども、検証委員会では、合計5回の会議を開催し、現地調査やヒアリング調査等を踏まえて議論を深めた結果、先週金曜日に最終的な調査報告書を取りまとめて公表したところでございます。

次に、2の調査報告書の概要ですけれども、(1)構成につきましては、本文が全部で5章97ページから成りまして、各章のタイトルはそこに記載のとおりとなっております。そして、関連資料としまして、一連の対応状況や組織体制、県議会からの提言等を182ページにわたって添付

しております。

次に、(2)の検証結果の要旨であります、①から⑦まで全部で7つの柱42の項目から成っております、その主な内容は以下のとおりでございます。

まず①、感染源や感染経路につきましては、初発農場に関しまして、国が6例目の都農町の農場を初発と推定していることに対し、詳細に調査した結果、7例目の川南町の大規模農場の可能性も否定できないため、この両方に初発の可能性があるといたしております。また、11ページになりますけれども、感染原因やルートにつきましては、特定できないことから、今後、人や物の動き等を徹底的に調査できるよう、発生農場への強制調査権の付与等を提言しております。

次に、②、発生前の防疫対策につきましては、3つ目のぼつの段落、国家防疫の観点から徹底した水際対策を求めるとともに、4段目、詳細な情報伝達や日常的な注意喚起、早急な埋却用地の確保や情報管理システムの構築に努めること等を提言しております。

次に、③の早期発見と早期通報につきましては、国の疫学調査で、1例目の感染が確認された4月20日の時点で、既に10カ所以上の農場に感染が広がっていたことが判明しており、このことが大規模な被害拡大につながったものと考えられること、また、今回の初期症状が従来の典型的なものではなかったことから、今後は、少しでも疑いがあれば検体を送付することとし、その際には、検体レベルに応じて市場の閉鎖等の扱いを分けるといった措置も必要であること等を提言しております。

次に、④、初期対応の判断と対処につきましては、殺処分や埋却作業について、埋却用地の

確保や殺処分の方法等について、事前に十分な準備をしておくこと、市町村とも連携して、より効果的な作業マニュアルを策定すること、また、消毒ポイントの設置や移動制限等の設定につきましても、再検討する必要があること等を提言しております。次に12ページになりますが、今回の調査の中で、川南町の民間養豚農場において、法律に違反する事例があったことを指摘するとともに、2つ目の段落、現行の防疫指針や防疫マニュアルについても、より実効性のあるものに見直し、迅速かつ柔軟に対処すべきと提言しております。

次に、⑤、蔓延期の判断と対処につきましては、殺処分や埋却作業について、1段目、作業に必要な体制や現場リーダーの養成をすべきこと、さらには2つ目のぼつの段落、防疫訓練においてシミュレーションを行っておくこと、また、4段目、ワクチン接種については、範囲設定のあり方等を含めて十分に検討すべきであると提言しております。

次に、⑥、県の危機管理体制につきましては、1段目、今後は、発生した段階で、農政水産部を中心に関係部局の職員が同じフロアに集まり、的確な戦略等を実行できる体制を構築すること。また、2段目の現地対策本部につきましては、一定の権限や責任を持って市町村や関係機関との円滑な調整等が行えるようにすること等を提言しております。それから、13ページになりますけれども、畜産試験場等の公的な機関におきましても口蹄疫が発生したことから、今後は、こうすれば感染しないという模範例を県内の農家に示すとともに、具体的な方針を早急に作成すべきであると指摘しております。2段目の種雄牛につきましては、危機管理の観点からも分散管理を行うということにして、3段目の非常

事態宣言につきましては、状況に応じて、規制レベルや範囲を設定することが必要と提言しております。

次に、⑦、国や市町村、団体等との連携につきましては、1段目、現行の体制では口蹄疫が発生した際には非常に困難を伴う仕組みになっているため、今後は、国家防疫の観点から、国が一切の責任と判断で対処し、その指揮命令下に地方自治体が協力する体制にすること。また、3段目、市町村や団体等との関係におきましては、県の対策本部に市町村担当を設置したり、関係機関や団体の同席等を検討すべきであること等を提言しております。

ページをめくっていただきまして14ページ、最後の第5章になるんですけれども、(3)二度と同じ事態を引き起こさないための提言ということで全体のまとめをいたしております。その中で①、基本的方向性の中で、韓国における発生状況を見ますと、今回、宮崎県で起きた事態は、いつでもどこでも再び起こり得ることを前提とすべきと指摘した上で、(ア)から(エ)にありますように、水際対策、防疫対策、早期発見・早期通報、防疫措置の4点が重要であると提言しております。

その上で、②、宮崎県への提言としましては、それぞれのぼつにありますように、日本有数の畜産県として日本一の防疫体制を構築すること、2つ目のぼつ、今回の反省に立った危機管理体制の確立を図ること、3つ目のぼつ、全国のモデルとなる新しい畜産を希求すること。

③、国への提言としましては、1ぼつ目、水際対策について、先進国並みの対策を早急に実行すること。2つ目は、感染原因や感染ルートの解明について徹底した調査を行い、公表すること。3つ目は、国と県との役割分担について、

権限や責任の所在を明確にし、有事の際にも的確に対応できるよう体制を確立することなどをうたっております。

さらに④、畜産農家への提言としましては、1ぼつ目、「自ら守る。自分の農場や地域には決して感染させない」という強い意志を持って、主体的な防疫対策を講じること。それから、15ページになりますけれども、飼養衛生管理基準などの内容を熟知し、必要な措置を励行することや、地域全体の防疫レベルの向上に協力すること等を求めています。

最後に、この最終報告を受けての3、今後の予定についてであります。①の検証委員会につきましては、当面存続させまして、今後も情報交換や意見交換の場を持つことや、口蹄疫対策に関する今後の調査について、県と宮崎大学が協働して行うことを提案いたしました。また、②県の対応につきましては、早速、口蹄疫対策本部会議を開催しまして、本部長である知事から報告書の内容を踏まえ、農政水産部を中心に全庁的にしっかりと対応するよう指示があったところであります。今後、防疫マニュアルの整備や危機管理体制の強化等に取り組むとともに、国に対しても必要な提案要望を行っていくことといたしております。

説明は以上でございます。

○押川委員長 ありがとうございます。

委員の皆さん方にお諮りいたしますが、12時前が10分ちょっとであります。午後1時再開ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後0時59分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案関係について質疑はありませんか。

○鳥飼委員 今回は経済・雇用対策ということではいろいろ予算が組まれております。関連しますので、直接に関係ないかもしれませんが、特別交付税について、宮崎県の場合は、口蹄疫対策でかなり支出をして、基金取り崩しとかやってきて、新聞とファクスで読ませてもらったんですけども、かなりの部分が対象にされたというふうに聞いているんですけども、ちょっと詳しく御説明いただきたいと思います。

○日隈財政課長 御質問の趣旨が、口蹄疫でかかった費用について特別交付税を中心にとということだろうと思いますので、御説明したいと思います。先ほど、ちょっと見にくうございますがということで口蹄疫対策を一連の表にしたものを見ていただきました。その中で、第7次まで11月議会で補正をいただきましたけれども、7次までの分について12月14日に決定をいただいているところです。内容的には、7次までで一般財源を費やしたものが168億円余ございました。その中で基金に積んでおだけという形のもは対象になりませんので、使った分だけということになってまいります。そうしますと125億円ぐらいが対象経費ということになるんですけども、国のルールとして、災害復旧の場合、公共事業と職員の時間外手当等は対象にならないということで整理されておりますので、口蹄疫対策に関しましては、その分を除きますと最高125億円までが要求ということになりました。これを従前であれば特別交付税の算定として50%あるいは80%見ましょうというところでしたけれども、省令改正をしていただきまして、80%あるいは100%特別交付税の算定ルールという

ことで改正をしていただきまして、その112億円に対しまして、交付いただいたのが109億円という結果になりました。口蹄疫に関しましては、本県だけじゃなくて他県でも対策費が講じられておりますので、都道府県ベースで129億円交付がなされましたが、そのうち109億円が宮崎県の配分ということになった次第であります。

ちなみに、12月分については、口蹄疫以外の分としても、いわゆるルール分と私たちは申し上げているんですが、いろんな経費について交付いただいた分が19億4,000万ほどございまして、合計で128億円余、交付を決定いただいたところです。この金額は、12月の交付全体では、都道府県分が836億規模でございましたので、宮崎県には随分の分が交付いただいたという結果になりました。

なお、これは単純に資料を出してぼんといただいたわけではございませんで、財政課の担当のほうと何回もやりとりしまして、何とかこの額を確保できたところでございます。

なお、特別交付税あるいは普通交付税も合わせまして、まだ額の確定がなされておられません。もう一度特別交付税については3月に交付分がございまして、この分については、きょう御審議いただいております口蹄疫の8次補正の分も追加して今、要望しておりますので、そういったものを見きわめまして、2月議会での最終的な補正あるいは最終専決の段階で予算計上をさせていただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、私どもも思ったよりも随分特別交付税については措置いただけたものということで感謝しているところであります。以上です。

○鳥飼委員 大変な御苦勞があったと思いますけれども、かなりの部分が交付税化されたとい

うことで、本当にありがとうございました。私も、財政調整基金が枯渇するということで、県政運営に支障が出るのではないかとこの心配をずっとしておったわけですが、それが当座はしのげるのではないかなと思っております。

そこでお聞きしたいのは、先ほど言われた3月分、前聞いたときは通常の特交については30億と言っておられましたかね。その部分というのは、その他もありますし、結果的に、後になってみないとわからないということですが、今後の見通しといってもなかなか難しいですが、御説明をしておいていただけませんか。

○日隈財政課長 鳥飼委員よりお話がありましたのは、本県がこここのところ30億円ぐらい特別交付税をいただいておまして、12月分として20億円ほど、そして3月分として10億前後という配分の傾向があったということで、私どもも3月分の追加配分として10億円程度をお願いしたいということで考えているんですけれども、ただ、先ほど申し上げました口蹄疫の関係、執行残も若干出ますので、プラス・マイナスのところの要因もございます。ですから、あと10億円確保できるかどうかというのは明確ではございませんけれども、今の段階では、総務省とのやりとりでは例年どおりお願いしたいという要望をしているところです。いずれにしましても、最低、今、特別交付税としての128億は確保しております。予算計上は70億まで計上しておりますから、58億上回ってまいりますので、今、財政調整積立金が41億まで落ちておりますけれども、これに58億とか乗せれば、年度当初の100億前後の財政調整積立金は確保できるのかなというふうに考えております。そういった財源で来年度予算編成の収支不足を補って、予算編成はしっかりやってまいりたいというふうに考えて

おります。

○鳥飼委員 これまでも頑張ってくださいましたので、ぜひ、これ以上また一層の御努力をお願いしておきたいと思っております。

それでお聞きしたいんですが、125億というのが今回の景気・雇用対策ということになりますけれども、中身を見てみますと、先ほど県民政策部のときにもお話をお聞きしたんですけれども、いろんな積立金があると。それと総務部長からも民生費とか衛生費、労働費あたりはそれが中心になっていますよというようなお話がございましたが、今度の125億のうち、支出されていく部分というのはどのぐらいになるのか。そして、その中で主たるものというのはどういうものなのかというのをお尋ねしたいと思います。

○日隈財政課長 今回、歳出ベースの125億円の補正予算のうち、午前中、前屋敷委員のほうから質疑がございましたワクチン接種緊急促進基金という新たな分が1つあります。その他7つ、合計で8つの基金に積み立て分として39億8,000万円余積み立てることにしております。したがって、大体40億積み立てますので、125億から40億を引きました85億が景気・雇用対策として流れていく分に当たるのかなというふうに考えております。ただ、建設関係につきましては、年度内の執行がすべては完了いたしませんので、多くが繰越事業になろうかと思っております。その85億のうち、公共事業が大体51億ぐらいということになります。これが一番大きいところかと思っております。残りの分が30数億出ますけれども、そのうち口蹄疫復興対策ということで2億3,000万、鳥インフルが1,300万ということですので、ここの部分は景気・雇用とは別途に県として緊急的に追加措置を講じましたので、合計で2

億4,800万は県独自でということになります。残りの分が経済・雇用緊急対策ということで歳出を図っていきたいと考えている部分です。

○鳥飼委員 先ほどもありましたが、今回の見てみますと、3ページに一般会計歳入一覧表というのがありまして、今回補正額は125億ということになっています。歳入も125億ということになっているんですが、これは技術的なことかもしれないんですけども、例えば、先ほどの特交というのはこれには上がってこないのか、そういう処理がしてあるのか、その辺をちょっと細かなことなんですけれども、お尋ねします。

○日隈財政課長 先ほど特別交付税の中でちょっと触れましたように、特別交付税もまだ執行残等も若干差し引き等の調整がございます。そういったものを含めて2月の補正予算で見込みを立てまして、補正をさせていただきたいというふうに考えておりますので、地方交付税につきましては、今回の臨時議会での補正には計上は見送っております。今回は、あくまでも経済・雇用緊急対策分を中心に補正予算を組ませていただいております。したがって、一番大きいのは国庫支出金としての収入83億円余というのが頭に来ているところです。

○鳥飼委員 そうすると、収入はされているけれども、ここには計上していないという理解でよろしいんですね。

○日隈財政課長 そのとおりです。現金としては入ってきている分もございますが、予算の計上、議会の審議を受ける分としてはまだ計上はしておりません。

○鳥飼委員 それと、先ほどの御説明では、125億のうち基金積み立てが40億、景気・雇用で85億、そのうち公共事業が50億強というようなことで、実質35億が今回のということになるんで

すけれども、公共事業のところは繰り越しがほとんどかなと、説明を受けていないのでよくわかりませんが、ちょっと見た段階ではそういうふうに見えるわけですが、そこはどうなっているのか。それと、景気・雇用ということであれば、できるだけ早くというのが当然出てくるわけなんですけれども、そこ辺の見通しはどうか、その辺についてお尋ねします。

○日隈財政課長 まず、公共事業からもう少し詳しく御説明したいと思います。50億8,700万余ということで御説明しました。このうち、ちょっと色が違いますのは、直轄事業負担金がそのうち10億7,000万ございます。これは、国が行っていただく直轄事業の地方負担分、いわゆる宮崎県負担分という分ですので、これはお支払いするという形になります。残りの事業は県が行う事業になりますので、これはほとんどが繰り越し、いわゆる2カ年かけての事業になろうかと思えます。この51億ぐらいを引きますと、残りが34億ということになります。それも、今回はきめ細かな交付金、今、審議いただいておりますけれども、いわゆるきめ細かな営繕関係の事業がたくさん入っております。そういった分については、恐らく3月までに仕上がることは難しいかと思えますので、そのほとんどが年度を越えまして、完成としましては繰り越しということになろうかと思えます。営繕関係についてはほとんどがそういったものだと思います。なお、年度内で執行がすべて終わる分としましては、例えば、子宮頸がん予防ワクチン等の接種の分、この分については3億6,400万ほど今回計上しておりますけれども、これは22年度分、対象としては11月26日だったと思えますが、補正予算が成立した日以降の予防接種についての

無料化なりの補助金ということでございますので、これの3月31日までの分ということになります。そういったものは年度内に執行されていくものというふうに考えております。

○鳥飼委員 繰り越しが多いということなんですけれども、実質事業が始まるのは繰り越しせざるを得ないと思うんですけれども、例えば入札なりいろんなものがスタートしていくというのは、年度明けということになるのでしょうか。景気対策ということですから、できるだけ早くというのはあるわけですから、そこは事業によって違うだろうと思うんですけれども、契約なりはやっていって実質事業に入るのは翌年度、そういうようなのもあると思うんですけれども、その考え方についてお尋ねしたいと思います。

○日隈財政課長 まず、公共事業で、例えば道路事業で申し上げますと、設計金額がおおむね5,000万円の場合ですと、標準工期というのが8カ月、240日必要となります。そういったものは当然繰り越していくわけなんですけれども、発注まで何とか努力していきたいというふうには考えております。ただ、発注自体が年度を越してしまう部分もございますけれども、できるだけ年度内の発注に心がけていきたいというふうに考えております。

非公共の部分については、前段の設計等が必要な部分も出てまいりますので、少なくとも設計等については着手していく、あるいは発注していく必要があるかと思えます。設計が終わっている分の営繕関係であれば、年度内の発注まで、あるいは着手して公告を打つまでは3月までにやっていくということになるかと思えます。そうしますと当然、受注側としては、業者が決定されましたら、いろんな材料の発注であるとか調達等を行いますので、経済自体は回っ

ていくということになります。場合によっては前払い金の早期支払い等も出てまいりますので、そういった措置がどんどん出てまいりますと、受注者側も金融機関からの融資も受けられるようになりますし、それで経済は好転していくというのが景気対策という面であろうかというふうに思います。

○鳥飼委員 大変御苦勞も多いかと思えますけれども、できるだけそういう努力をお願いしておきたいというふうに思います。

それから、基金積み立てなんですけれども、今回の補正については39億8,000万ということなんですが、トータルでもしあれば。財政調整積み立てはよろしいですけれども、森林整備加速化とか8基金あると言われたんですが、残高は現在どれぐらいになっているんですか。もし、なければ、また後で結構です。

○日隈財政課長 経済対策で積んだ分、いわゆる新しくつくってきた基金というのはたくさんございますけれども、今回積んだ残高ということでお示いたしますと、316億4,300万円余ということになっております。

○鳥飼委員 わかりました。

最後に、細かなことで恐縮なんですけど、例えばワクチン接種促進交付金とかいろいろありましたけれども、それぞれ一般財源というふうな表現になっているようなんですね。補助金だから特定かなと思ったりもしたんですけれども、ここは一般財源ということで、そこ辺も私、わからないものですから、御説明いただければと思います。

○日隈財政課長 今、委員がおっしゃったワクチンでいえば特定されておりますので、その分は一般財源じゃなくて特定財源ということで、ワクチン基金から取り崩した分は、そのままそ

の事業の特定財源ということで充てることになっていると思います。そうじゃなくて多目的に使える基金であれば、一般財源化で一遍取り崩しますが、一般財源という分類で歳出予算の内訳財源で表示されているというふうに思います。

○鳥飼委員 例えば総務課でいえば、今回上がっている公有財産というのはどこから持ってこられているかわからないんですけども、一般財源、消防保安課も一般財源ということになって、今回の一連の8基金の中のものほとんど一般財源であるような感じもしたんですけども、そうでもないんですか。

○日隈財政課長 総務課、消防保安課の2つの事業については、いずれもきめ細かな交付金という交付金で、いわゆる国庫支出金に予算計上しました分なんですけれども、交付金で来ておりますので、特に使い勝手については限定的ではございません。ある程度幅を持たせていただいておりますので、こういったものは一般財源という分類で内訳財源として表示されております。

○鳥飼委員 わかりました。

○井上委員 鳥飼委員と同じスタンスだというふうに理解していただきたいと思いますが、今回の経済・雇用緊急対策の総額、先ほど説明があったとおり、40億、残りが85億でやっていくわけですけれども、早い執行が望まれるわけですね。先ほど、公共事業でいえば5,000万だったら8カ月かかるので云々というのと、できるだけ発注を早くしたいというのを今お聞きしたわけですけれども、問題は早く経済・雇用緊急対策の総額の金額が市場に出回らないといけないと思うんです。そこにお金が動かないと、ここに積んであっただけでは絶対だめだと思うんで

す。問題はそこにどうやって行くかなんですけれども、これは各部に対して、予算を現実に執行する部門のところにそのスタンスというはきちんとされているんですか。

○日隈財政課長 井上委員のおっしゃるとおり、今回の経済・雇用緊急対策については、景気対策という趣旨ですので、例えば公共事業でも、県単公共あたりは非常に小規模の公共事業をたくさん入れております。これは景気対策ということですので、できるだけ年度内の発注に取り組むという前提で、そして、実は今回、きめ細かな交付金であるとか光をそそぐ交付金、これは後ほど御説明しますが、交付金等来ていますけれども、これは長く使えるものではありません。要するに、来年度まで繰り越す部分があったとしても、その翌年度まで繰り越せません。1年と2月か3月ぐらいですべてでき上らないといけないというものにしか使えませんので、そういった工事を厳選してきておりますから、当然、早く着手しないとでき上がりませんので、年度内の着手、そして発注まで何とか頑張っていきたいなというふうに考えます。

もう一つ、今回の経済・雇用緊急対策として、地域活性化交付金ということで3,500億円措置していただきました。内容的には、さっきから言っておりますけれども、きめ細かな交付金というのが2,500億円、光をそそぐ交付金というのが1,000億となっています。

御説明しますと、実は、まず、きめ細かな交付金については、2,500億円国のほうで措置したんですが、1次配分というのが都道府県分が800億円、市町村に1,500億円来ております。この800億のうち宮崎県に来ている部分が今、予算計上されておる分でありまして、まだ残り200億円が未配分です。これは都道府県分ということにとっ

てあります。これがこれから交付されてくるということになりますので、その分については2月補正で補正予算として計上して提案させていただきたいというふうに考えております。

加えましてもう一つ、光をそそぐ交付金というのでも1,000億円措置されています。これは都道府県向けで一部市町村への交付も含まれておりますけれども、1次配分というのが500億円でありまして、この分が今回、予算計上されております。ただ、まだ同じく500億円残っております。これが1月末から2月の頭にかけて内示等が行われるということになっておりますので、その分についても2月補正で対応させていただきたいというふうに考えております。

いずれも、まだ相当額が残っているということですので、この分については2月補正になります。同じく経済・雇用緊急対策ということですので、これについても、やはり年度内発注に努力していきたいと思っております。

○井上委員 非常に丁寧な説明をいただいて本当に恐縮しています。緊急的な経済・雇用の下支えというのがメインなんですね。そこがしっかりと各部にも伝わって実効あるものになっていただかないと、結果が早く見えるものについては結果を早く出さないといけないと思うんです。だから、できるだけ前倒しできる分については前倒しもしないといけないでしょうし、手を出す分についてはしっかりと手を出してもらいたい。ただ、それをコーディネートするところ、司令塔がどこなのかというのがよくわからないんですけれども、それは、先ほど、ちょっと私も質問しましたとおり、しっかりと認識の一致がとれているというふうに理解していいというふうなことですか。

○日隈財政課長 今回の経済・雇用緊急対策に

ついては、まず、12月末に全庁挙げまして1回知事をキャップに会議を行いまして、早急に対応していくというふうに一応、一致しているところです。そして、補正予算を組んで今回、提出させていただいております。各部局とも認識を一にしております。できるだけ早く取り組んで、早く発注をかけていきたいということについては意思統一されておるところです。今後とも、そういう心がけで頑張っていきたいというふうに考えております。

○井上委員 宮崎県の雇用対策が本当に効果のある形になっているかどうかというのには、まだ私ども県議会としても、検証しなければならない部分というのがいっぱい残ってはいると思うんです。ただ、雇用しようとする機運というのをつくっていかないと、年度を越してということは、年度を越さないとわからないということにもなっていく可能性というのもあるわけですね。今、本当にできることについては下支えをしっかりとさせていただきたい。それを予算執行側の総務部は、きちんとメッセージを早目の的確に、金はこれほどあるからこうしろというのは出していただきたいというふうに思うんです。どこから何が来たかわからないような状態だと、しっかりとしたお金の動きというのが目に見えた形で経済が上向くというところになかなか行かないのではないかなというふうに思うんです。そこについて、もちろん、全庁で会議はあると思うんですけれども、部長はいかがお考えですか。

○稲用総務部長 まず、全体としての経済・雇用緊急対策は、全庁組織をもってやっています。それは知事の指示も受けておりますので、見える形でということは、先ほど、財政課長が言いましたように、12月22日に本部会議をやった中

で指示をされています。我々は財政という立場から、それを具体的に事業化の中で予算をつけていくわけですので、それがいかに実効力のあるものになるかというのは、財政の立場として当然、各部に対して的確な指示もし、あるいはその査定の中においても、そういうことにつながるような形になるようにということでやっております。今後とも、そういうつもりでやっていきたいと思えます。

○井上委員 先を言われてしまったんですけれども、結局、予算執行をしていくときの、23年度予算にかかわって査定とかもしていけないと思えますね。今、打たれている一つ一つの施策が実効あるものとして生きてくるようにしていけないと、査定をするときにまた同じようなことを繰り返すようだともったいないのではないかなというふうに、結果、効果が出ないまま金だけがふわふわと動いていくということになると思えます。次の予算書を期待したいと思えますが、予算書を含めてそういうことがしっかりと読み取れるようなもの、いわゆる財政的な裏づけも含めてのメッセージがきちんととれるようにしていただかないと、来るものがないから、金がないから何もできないというところのメッセージだけが先行していくというのは、経済に与える影響というのは非常に大きいというふうに思えますので、来た金については、来た金があるということをきちんとメッセージしつつ動かしていくということが非常に大事なのではないかなというふうに思っています。それを県民政策部がするのか、それとも総務部がするのか私もよくわからないところがあるんですが、メッセージをきちんと発信することはやっていただきたい。これは部長に望んでおきたいというふうに思えます。

もう一つ大きな課題にあるのが口蹄疫からの再生と復興なんです。私どもは早期な復興というのを目指しているわけですね。口蹄疫からの復興財団の設立というのは、きょう、御説明はいただいたところなんですけれども、そこと、もう一つは、実際に困っておられた農家の皆さん、直で被害を受けられた農家の皆さん、そこに対するお金がきちんと動いているのかどうか、ここが私自身、実感がないわけです。知事のメッセージだと、一生懸命やっているのでもたいなメッセージで終わっているところがあるわけなんですけれども、そこについては、財政方としては、市町村を含めてちゃんとやっておられるということなんですか。

○日隈財政課長 個人農家向けの補助金あるいは団体向けの補助金を含めて、円滑に進めるべく今、農政水産部のほうに要請しております。今お話がありました、例えば、殺処分を受けた疑似患畜あるいはワクチン接種の問題等が新聞でも報道されているところだと思いますけれども、私どものほうにも報告が来ております。評価については、ほとんどすべて終わっておりますけれども、一部まだ御同意いただけない農家、いわゆる最後の印鑑がつけていない農家等もあるのも事実です。そういった農家については、何とか年度内に御了解いただいて、交付されるように運んでいきたいというふうに今、農政水産部、一生懸命頑張っておりますので、また御報告できるのではないかなというふうに考えております。ただ、どうしても訴訟まで行くというような方も中にはいらっしゃるかもしれないので、その点については、今のところ何ともコメントのしようがないのかなと。少なくとも年度内支給ということですので完了したいというのが県の考え方であります。

○井上委員 財団の設立については、総務部というのは強くかかわっていくということですか。

○日隈財政課長 午前中、県民政策部総合政策課のほうより御説明させていただいたと思うんですけども、当面、県民政策部のほうで財団設立について、できる早く、2月中にはめどをつけたいということで説明があったかと思えますけれども、3月の頭には何とかそういう形をつくっていききたいというふうに考えておりますので、年度内については県民政策部のほうで対応していかれるものと思います。ただ、年度を越してからの分については、組織改正等もございしますので、私どもも何とも申し上げられないんですけども、いずれにしましても、財団については県のほうで指導して、設立して、責任持って対応していききたいというふうに考えております。予算面についても、これも午前中、御説明があったとおり、市町村のほうから拠出金を求めるという考えではございません。県ができるだけ指導をしていききたいというふうに考えておりますので、関連予算をお願いしているところです。

○井上委員 これは要望だと思って聞いていたんですけども、財団設立の中のところが、予算のところの人たちがしっかりして頭の中をきちんと整理しておかないと、結果的には動かないと思うんです。総務部としてもそこはしっかりと受けとめる力を持つ必要があるのではないかと。県民政策部がやると言っているわけけれども、問題はそこに集まってくる金が問題なわけだから、そこも含めてしっかりと総務部がかかわってもらいたいというふうに私は要望しておきたいと思えますので、よろしくをお願いします。以上です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

それでは、その他報告事項も含んで。

○横田委員 検証委員会の報告についてお尋ねしますけれども、今回の結果に基づいて防疫マニュアルの見直しとか家伝法や防疫指針に反映してもらいたいような取り組みをされていると思うんですけども、県がつくる防疫マニュアルにはいろんな強制力というのはあるというふうに考えていいのでしょうか。

○大坪行政経営課長 県のほうで策定しています防疫マニュアルというのは、県の組織体制であったり、農家に対してどのようなことを実施していただきたいという、強制力というよりも施策を実行するためのよりどころ、指針といったような性格のものでございます。

○横田委員 11ページが一番上のぼつ、発生農場への強制調査権の付与とか、消毒ポイントの設置のところですけども、地域の状況を踏まえて、面的に広がりのある消毒ポイントの設置とか、交通封鎖等を行う方法を検討と。それはやっぱり強制力が必要だと思うんですけども、これは国の家伝法とか防疫指針に盛り込んでもらうように、今から提言をしていくということなんですか。

○大坪行政経営課長 発生農場への強制調査権の付与とかいうことになると、やはり法律にしっかりと書くということになるんだろうと思っております。消毒ポイントとか移動制限に関しましては、今、農水省が定めています防疫指針に一定の定めがございますので、そこで何らかの改正をするということになるかどうかと考えております。

○横田委員 手ごたえといいますか、盛り込んでくれそうな雰囲気なんでしょうか。

○大坪行政経営課長 私は県の検証委員会の立場でしかわかりませんが、2度ほど東京

に行って国の委員会とも意見交換をしたんですが、国のほうは、今回の問題は物すごく大きな問題だというふうに意識づけされていまして、現在、法律改正に向けた検討が進んでおるやに聞いていますので、相当程度反映されるものというふうに考えております。

○横田委員 ぜひ、期待をしたいと思います。

続いて、12ページですけれども、上から2つ目のぼつ、「被害が想定範囲を超えて発生する可能性があることを踏まえ、迅速かつ柔軟に対処する必要がある」というふうに書いてありますけれども、先日、被害農家と知事との意見交換があって、知事が「マニュアルに書いてありますか。防疫指針に書いてありますか」ということを言われたというふうに報道で知ったんですけれども、結局、この表現を見ると、防疫指針とかマニュアルを超えて対応することもできるということは何らかのところに書き込むとか、そういうことを考えていく必要はないですか。

○大坪行政経営課長 今回、一連の施策について検証しまして、防疫指針が守られていなかったとかマニュアルが守られていなかったということではなくて、逆にその防疫指針とかマニュアルどおりにやっていたということが判明しました。ということは、裏返せば、それを超えるような事態が発生した場合には対応できないということになります。一定程度のことを想定して指針とかマニュアルができていますから、それを上回るような場合には、もっとそれをさらに乗り越えるぐらいの対策を緊急かつ柔軟に打っていく、そういう意識づけが必要だろうということで、今後の提言としてそのようなことを言ったということでございます。

○横田委員 それは何らかの表現であらわさないと、次に発生したときにそれを超えることが

なかなかできないんじゃないかと思うんですけども、そういう表現を盛り込むということになるんですか。

○大坪行政経営課長 やはり防疫指針とかマニュアルの中にそういう表現も盛り込むということになろうかと思えます。

○横田委員 ありがとうございます。ぜひ、よろしくをお願いします。

それと、13ページの上から2つ目のぼつの種雄牛に関してですけれども、今回、特例で6頭、西都のほうに移動させましたけれども、そのとき、私も一生懸命頑張ったつもりではあるんです。緊急避難できて、結果的に5頭残って大変よかったなと思っているんですけども、終息後の国の検証とかで、やっぱりああいう特例はすべきじゃなかったというようなことが出されて、非常に残念な思いをしております。というのは、例えば、終息したとしても、種雄牛が1頭もいなかったら畜産、特に和牛の復興というのはほとんど考えられないんですね。それだけ大事な種雄牛だということで、私個人としてはあの判断は絶対間違っていなかったというふうに思っています。そういった意味で、「特例事項についてはあらかじめ法律に列挙する等の措置が望ましいと考える」と書いてあります。これは特例じゃなくて、法律の中にこういう特別な種の保存というか、そういったものを盛り込むということで判断してよろしいのでしょうか。

○大坪行政経営課長 ここにも記していますように、今回の種雄牛の扱いについては、評価する御意見と批判する御意見と両方ございました。したがって、今後は、こんな問題を経験したわけですから、しっかり議論をしていただいて、法律の中で限定列挙的に、「こういう場合にはいい」というような書き方で明記しておかな

いと混乱するだろうというふうに思いますので、法律の中に列挙するようという事で提言がされております。

○横田委員 ぜひ、国のほうにそのことをしっかりと御提言いただければと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○鳥飼委員 1点だけお尋ねしたいと思います。報告書についてはほとんど読んでいませんけれども、国の報告、県の報告の中で、午前中の県民政策部の中でも議論が出たんですけれども、感染源の特定といいますか、なぜ感染をしたのか、これがわからないと対策の立てようがないというのが基本的にはあるだろうと思います。現状では、いずれも特定はできなかったというふうなことになるんですけれども、それを特定するための努力というものはどういうものがなされたのか。県の場合は6例目と7例目を2つ挙げている、国の場合は6例目を挙げているというのがあります。例えば、6例目の農家の方が韓国とか台湾に往来をしたのかとか、飼料がどこどこ商会在、どういうところから入ってきて、どういうふうなことでその牛なりが食べたのか、これは7例目も一緒だと思うんですけれども、そういうような調査というのが、報告書には出ていないんですけれども、されたのかどうかというのが私どもわからないものから、具体的・個別的に調査をやっていかないと特定は困難だというふうに思います。そうやったとしても困難な面は出てくると思うんですけれども、どの程度特定化に向けての調査がなされたのかについてだけ、お尋ねしたいと思います。

○大坪行政経営課長 まずは農水省を中心として疫学調査チームができて、そこが主導的に調査をしております。それは、それぞれ発

生農場のいろんな経緯ですとか、おっしゃいましたように、どんな往来があったのかとか、その農場主が外国に行ったのか行かなかったのかとか、えさはどんなのを使っているのかとか、そういうのを含めて詳細な調査がなされております。県の検証委員会では、それを補完する意味で現地に参りまして、実際にその農場の経営者の方とか従業員の方からいろんな御意見を聞いたり、あるいはそこに残っている飼料を見せていただいたりしました。ただ、やはり限界がありましたのは、あくまで任意の調査だということです。ですから、相手方がおっしゃったことをそのまま理解するしかないし、残っている飼料で理解するしかないという中では、決定的にどういうルートで出てきているのかということがわからなかったということでございます。したがって、今後の提言としては、例えば、一定期間ごとに動物の検体をとっておくとか、あるいはその時々診療記録といったものをちゃんと保存して提出させるとか、あるいは行政に強制的に立入調査権を与えると、そういうものが必要ではなからうかというふうな提言がなされているところでございます。

○鳥飼委員 限界があるというのはもちろん十分わかるんですけれども、ただ、今、大坪課長が言われたようなことをやっていますというのは、これには出てきていないのではないかとこのように思うんです。例えば第7例の大規模農場、社民党として国会議員も来たときに私どもも行きまして、私は3回ぐらい行ったんですけれども、川南町で最初に発生した地域の日之出公民館で、4人の農家の方からいろいろお話をお聞きしました。彼らは7例目じゃないかと強く言っておられました。第7例目の牛を移動させる場合は、生体でこういうふうにして移動す

るとか、そういう中身の調査、そして先ほど言ったように、飼料についてはここのをやったというようなことをやっても、しかし、それは今言われたように、調査権がないから特定できなかったというのは、私もそれはそれでいいと思うんですけれども、ただ、どの程度の頻度で生体が移動をしているとか、そういうものでもない、我々としてはどういうふうな調査をしておられるのかというのはわからないんです。そこは明らかになっているのかどうかもこれを読んでいないからわからないんですけれども、明らかにしていく必要があるのではないかなというような気もするんですけれども、その辺のついでの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○大坪行政経営課長 本文のほうに、例えば、初発に関して言いますと、31ページとか32ページあたりになるんですが、事実関係でわかったことはかなり具体的に書き込みをしました。それから、巻末のほうに関連資料ということで、農水省を中心に行いました疫学調査の結果等の概要も入れていますので、ある程度はそれで御理解をいただけるというふうに思います。さらに、その疫学調査につきましては、これは概要ですけれども、追って農水省のほうから最終報告が出されると思いますので、そうなれば、その内容でどんな調査をしたというのはまた具体的にわかろうかというふうに思います。いずれにしろ、県の検証委員会としては、この31ページ、32ページ、34ページあたりに、初発の問題とか感染ルートの問題については、かなり具体的に書き込んだつもりではおります。

○鳥飼委員 一応、この場ではわかりましたということにしておきたいと思います。もう少し資料を読ませていただいてということで。我々がそういうような疑問を持っているということ

だけは理解をしていただきたいと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○武井委員 今の件に関連でお伺いをしたいと思うんですが、えびの市に移動させて、えびの市で感染がまた発生したとか、そのあたりの経緯というのは、かなり明確に動かしたというような事実もあつたらうと思うんですけれども、これを見てもその辺が見当たらないんですけれども、どのような形で認識されているのかを伺います。

○大坪行政経営課長 その問題については、第4章には特に記載はございませんが、第3章の現地調査、ヒアリング調査からわかったことというところに少し記載していると思います。26ページの(2)えびの市や都城市等に飛び火した感染経路、原因究明については、国の疫学調査の結果、それと、地元でいろいろとお話を聞きましたので、そのことの概要を一部そこに記載いたしております。

○武井委員 特に、えびの市に動かしたことについては、現地のほうでもそうなんですけれども、牛を川南のほうから移動させたんじゃないとか、かなりそのあたりというのは具体的な記述とか、報道等もちろんあつたんですけれども、そういった意味で、全体的に感じるんですけれども、実際にどれぐらい7例目の農場等にどういったようなアプローチをかけたのか、またどういったようなポジションの方とどういった話ができただのか、ないしはしようとしたけれども、拒否されたのかとか、そのあたりというものが無いと、表現としては非常に苦しい表現になっているんですけれども、そのあたりの交渉をどういうふうにできたのかとか、そのあたりというものはどうだったんでしょうか。

○大坪行政経営課長 7例目に関して申します

と、本社は県外ですので、まずは現地の農場で、その農場の責任者の方とか従業員の方からお話を聞きました。さらに、本社のほうにも参りまして、役員の方とか獣医師の方、そういった方々にもお話を伺いました。さらにまた、農政水産部の分科会のほうで、本社から再度話をしに来てもらって状況を聞いたということで、任意で聞ける範囲では相当努力して聞いております。

○武井委員 そのあたりが任意性の限界みたいなことがもちろんあったんだろうと思うんですけども、そういった中で、実際にアプローチの経緯とか、その辺についてはこの中には特にはないと。どういうふうな交渉の過程を経たのかとかはあるんでしょうか。

○大坪行政経営課長 どういう調査をしたかにつきましては、第3章の21ページ、22ページになります。21ページを開いていただけますでしょうか。まずはアンケート調査ということで、そこに対象者として記してはいますが、相当広範囲にわたりまして、それぞれ今回の経過でよかった点、悪かった点を任意に書いていただくという手法でアンケート調査をしました。その次に現地調査、ヒアリング調査ということで、実際に発生した農場ですとか、行政機関、関係団体、関係機関を含めて約150名の方から直接お話を伺いました。そういう経過を踏まえまして、22ページではアンケート調査からわかったこと、23ページ以降では現地調査・ヒアリング調査からわかったことということで、こういった調査をして、その結果どうだったのかということは第3章に整理をいたしたところでございます。

○武井委員 わかりました。

次に、72ページ、食肉処理場を無理やりあけて、ここで早期出荷をしようとしたけれども、

ほとんどこれについて応じる人がなかったといった経緯のこととか書いてあるんですが、「この早期出荷対策は、机上の対策がどれだけ無力であり、逆に現場の混乱を招くものでしかないとを端的にあらわしている」、これについて非常に踏み込んだ表現をしているんですけども、ある意味では国の農水省の施策が失敗だったというようなことを言っているんだろうと思うんですけども、国としては、こういったようなものについては、自分たちの失敗をなかなか認めないというところもあるでしょうから、実際に国のほうではこういったものをどう触れているのか。また、種雄牛の移動等については、国のほうでは今後は一切認めないと、これについては非常によくなかったといいますか、そういうニュアンスで持っているでしょうから、つまり、県としては両論併記の非常に苦しい書き方がしてあるんですけども、国の県とそれぞれの調査報告書にそれぞれの立場で言い分があって、ちょっと言葉は悪いんですけども、自分のところは正当化しているようなところというのもあるんじゃないかと思うんですが、国の報告と県の報告の中でこの2点を見てもそうなんですけれども、違いといいますか、差異というのは、具体的にどういった点に特に見受けられたのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思えます。

○大坪行政経営課長 国の検証結果報告が11月24日に出たわけですが、それとの比較で見ますと、まず初発をどう見るかということは一つ大きな相違点でございます。国のほうは6例目の水牛農家が初発じゃないかと言っているんですが、それに対して、県のほうは6例目と7例目、断定はできないんじゃないか、両方とも可能性があるんじゃないかというふうな言い方に

なっております。

それから、種雄牛の扱いについても、今、委員がおっしゃいましたように、国のほうは一切認めるべきではないということなんですが、県のほうとしては、やはり賛否両論あった中で、今後、混乱を招かないようにするためには、法律の中にきちんと盛り込むことが必要ではないかというふうな指摘をしております。

それと、もう一つ大きいのは、国と県の関係と申しますか、こういうものに対する危機管理体制のあり方だろうというふうに思います。法定受託事務という位置づけの中で、県が責任を持ってしなくちゃならないのが現状なんですが、いずれにしても、すべて国のほうに相談をして、いろんな対処方針を決定しながらやらなくちゃならないという現行のシステムは、県として見ると、有事の場合には十分に対処することができないという面がありますので、県の検証委員会としましては、国家防疫という観点から、まず国が全面的に権限と責任を持ってやって、それを自治体が全面的に協力するという形がいいんではないかというふうな提言をいたしております。大きくはそういったところかなというふうに考えております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 引き続いてですけれども、14ページの(3)ですが、二度と同じ事態を引き起こさないための提言ということで、国に対しても、農家に対しての提言もなされている。確かに、国の責任で感染原因、感染ルート of 解明というのは外せない部分だと思うんです。農家もここが明らかにならない以上は本格的な再開は難しいと今、非常にちゅうちょしている状態がどこの農家もあります。ですから、ここはやはり国への提言をしっかり進めていただきたいし、そ

の実現に向けて県も協力することも必要ですが、ここはしっかり押さえていただきたいと。

もう一つ、畜産農家への提言のところで、「みずから守る。自分の農場や地域に決して感染させない」、この観点は各農家が持つことは必要だと思います。そして、実際、今、各農家は、その立場で、農場の入り口にはしっかりマットを敷いたりとか、立て看板も立てて、車も含めて簡単に進入ができないようにしている農家もあります。しかし、何せ、365日消毒、防疫体制をするとすると、かなりの経費を要するんですね。今の段階でまだまだ本格的になっていないという中では、かなりの負担になっているという直接の話も聞きました。ですから、ここには財源措置も含めて、国も県もどう対応して、農家をしっかり支えて安全な食料と、日本の、宮崎の農業、畜産を守るという観点をやはり国も県も踏まえて、何らかの対応と申しますか、対策、それと、より安価で完全な防疫、消毒ができるような研究も含めて必要だということで、農家任せにはできないというふうに思いますので、そここのところはもう一つ研究・工夫が要るかなというふうに思います。

それと、地域全体の防疫レベルの向上、確かに必要です。ここにも挙げているように、情報の徹底した提供、農家も獣医師さんたちも含めて地域で定期的な研修会をすとか、そういう認識を高めると申しますか、当然やっておられる部分もあろうかと思うんですけれども、その辺のところもあわせて徹底をして、単に農家任せにしない、国県任せにしないという総合的な形での防疫対策が必要かと思っておりますので、その辺のところも今後、重視していただきたいというふうに、要望です。

○押川委員長 要望でよろしいですね。ほかに

ございませんか。

○大坪行政経営課長 その観点で一点だけ補足させていただきますが、自然災害の場合にも、自助・共助・公助ということを言います。今回の口蹄疫対策でも、やはり自助と共助と公助をいかにしっかりとバランスよくやっていくかということが重要だと思います。座長の前書きの中にはそういうことも触れていますので、そういう意識でやっていきたいと考えております。

○井上委員 今回、家畜改良事業団で発生したことについての記述というのは余り見られないんですが、県の種雄牛に対してそこまで出てくるのは、県の家畜改良事業団の発生というのは非常に衝撃的だったんですけれども、それについてはどう検証をされたんですか。

○大坪行政経営課長 事業団を含めた公的機関での発生の問題、非常に重要かつ衝撃的な問題だったわけです。本文でいいますと77ページのところになりますが、畜産試験場とか事業団、農業大学校で発生した経緯なりその理由なり、わかる範囲で整理をしたところがございます。事業団に関しましては、担当者等から詳細にその当時の状況について伺いましたけれども、ここまでやってもやはり侵入してしまったのかという、ある意味衝撃的な報告でございました。したがって、何をすればよかったのかという委員会としての判断にはならなかったんですけれども、79ページのほうに記していますように、貴重な県有の家畜を飼育する施設として、こうすれば感染しないという模範例を県内の農家に示すよう、そういう意識でもって今後、真剣に取り組んでほしいというふうな報告の結果になっております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○河野副委員長 報告に関してですけれども、

議会でも質問させていただきましたが、先ほど鳥飼委員もおっしゃいましたけれども、感染ルート、結局、なぜ、宮崎だけ口蹄疫が発症したのかという原因究明というか、その観点でしっかりと検証していくべきだなというのを国の報告書を見ても感じたし、今回の県の二度と同じ事態を引き起こさないための提言の基本的方向性でも書かれてあるんですけども、畜産県が全国にあるんですが、その比較検証というか、そういう観点での調査というのは今後継続して国のほうへの提案等していただかないと、今回の鳥インフルにしたって、養鶏農家の方々なんかは、この前、訪問させていただいた北川とかに調査に行くと、本当に目に見えないものに対する恐怖心というのがずっと続くんですね。そこら辺を国への提言、また県、しっかりとやっていただきたいというのが1点。報告書にそこら辺が触れられていないものも含めて感じましたので。もし、見解があれば。

○大坪行政経営課長 今回、検証委員会では、隣接する3県にも調査に参りました。その中は、若干ですが、23ページに触れているんですけども、例えば、事前の備えという部分でいいますと、宮崎県では、1月に関係者に対する説明会をやって口蹄疫に対する警戒を呼びかけているんですが、なかなか一戸一戸の農家まではその情報が伝わっていないという問題がございましたが、お隣の鹿児島県では、3回の会議をやって、しかも一戸一戸の農家までその情報が確実にやっているということを確認して、防疫措置をやっていたというふうな事例もありました。したがって、それぞれ周辺県がやっている、宮崎県よりも進んでいる事例をたくさん吸収して、言ってみれば宮崎県がいいところ取りをして、農政のほうには、最も進んでいる

ような防疫対策ができるように今後取り組んでほしいということを行ったところでございます。

○押川委員長 その他、何かございませんでしょうか。

○武井委員 1つ、口蹄疫の関係で、報道でヤフーのトピックスにまでなっていましたけれども、復興宝くじをやるんだという報道がされています。県の幹部の方のコメントというのまで御丁寧に出ていましたけれども、経緯と方向性、状況等についてお聞かせいただきたいと思います。

○日隈財政課長 まず、宝くじの関係、経緯を御説明申し上げます。宝くじの問題については、政府の事業仕分けでも、今後のあり方ということで検討していくというような方向にございました。総務省の諮問機関の地方財政審議会の中で宝くじ問題検討会というのがございまして、従前の制度では、大規模災害だけが対象ということで宝くじの発行ができるということでしたけれども、これを緊急的な政策課題に直面する特定の公共団体については、より機動的に宝くじによる資金調達ができるようにというような報告がなされたことから、東京都の中に事務局がございまして全国宝くじ協議会を中心に今、検討がなされているところです。今の制度の中でも何とかできないかということで私どもも随分要望してまいりましたけれども、今度、さらに弾力的な制度をとということで今、検討がなされているところです。この検討については、2月いっぱいぐらいで大体方向性を出したいということで宝くじ事務局のほうから聞いておりますので、恐らく、3月には全国宝くじ協議会のほうから、会員であります全都道府県あるいは政令市を含めた協議会の中で具体的な方向が出されるとともに、希望する緊急的な団体がありま

すかというお話があるのではないかというふうに考えております。そうしますと、今、想定されているのが、宮崎県の口蹄疫復興ということ、私どもも今までも要望してきておりますし、そういうお話があれば手を挙げていきたいというふうに考えております。

なお、これについては、恐らく総務省令の改正等も必要になってくるかと思っておりますので、関係省庁、いわゆる総務省のほうの法令的な改正も出てくるかと思っておりますので、そこらあたりも十分見きわめた上で、可能であればそういった方向でお願いしていきたいというふうに考えております。

ただ、宝くじ売り場というのは、例えば宮崎県であれば、財政課が所管しておりますけれども、宝くじ売り場を持っておりますので、本県の復興宝くじを売ってくださいますというときには、他の都道府県の宝くじ売り場を利用させてもらうんですね。そして、収益金はうちが取ることになりますので、かなり向こうさんの御理解を得なくちゃいけないということもございまして、恐らく要望を上げて、全都道府県、政令市の御同意がいただけないとなかなか事が進みませんので、その手続について、恐らく3月に提案があつてから2カ月か3カ月ぐらいはかかるのかなと思います。それで、もし、やろうと思っても、来年度の発売スケジュールはすべて決まっております。その中でどうやっていくのか、単独くじでいくのか、あるいは既に決まった宝くじの上に本県の分を上乗せしてその中に入れてもらうとか、例えば計画が100億円発売予定の宝くじのところがあるとするならば、そこにうちの分を50億円入れてくださいよとかいうような協議もしていかななくてははいけないのかなと思います。その50億円落ちた分は、

別のスケジュールに入れてもらうとか、そういったスケジュールの変更か単独かという御相談もしていかなくちゃいけないということと、恐らく、復興宝くじで口蹄疫というテーマで宮崎県が手を挙げた場合には、隣県である鹿児島県、熊本県、大分県には当然、ここにも手を挙げる権利もございますので、その場合の配分の調整とかどうするかというようなこと等もありますので、そういった隣県との連携の関係も十分協議していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、新しい制度の概要がまだ明らかになっておりませんので、今の時点でやりますとかという状況にはございません。方向的には何とかお願いしていきたいということで考えておりますけれども、その情報収集とお願いで今、協議を進めているところです。以上です。

○武井委員 報道などを見ると、次期河野知事は以前、総務省で宝くじの業務をしていたとか、どなたがされたか存じませんが、かなり具体的に、もう、されるんだろうなみたいなような幹部の方のコメントというのもあったかと思うんですけれども、そういった意味では、今の財政課長のお話を聞く限りにおいては、具体的なスケジュール感としては、ないしはできるかできないかということも含めて、まだ未定であるといったような理解でよろしいということでしょうか。確認です。

○日隈財政課長 制度の概要をまだお聞きしておりませんので、今の時点では、まだできるとかできないとかいう段階ではございません。方向的にできるようであれば、今後、できる制度がつくられるのであれば、手を挙げていきたいということで考えているところです。

○押川委員長 ほかにございませんか。

獣医師の方からお話があったんですが、実は5月4日から殺処分ワクチンが始まりました。そして6月30日に終了したところでありますけれども、この分の日当の支給について、10月の国会で、本県選出の国会議員の方々からの質問の中で、当時の篠原副大臣が「支給する」という答弁をされて、県のほうでもそういう方向で獣医師の皆さん方にお話があったというふうに私は聞きました。そのことについてどうなっているのかということで、財政課でわかれば、これは農政水産部と恐らく一緒になっておるんだろうというふうに思うんですが、支給されるということで聞いておられるという獣医師の皆さんの意見です。そのことについて財政課長、もし、わかれば。

○日隈財政課長 答えを申し上げますと、私どもはまだ確認しておりません。

○押川委員長 私が聞いている範囲では、県内の獣医師さんが1万2,300円、県外の獣医師さんが2万5,000円だそうであります。これは早急に調べていただいて、農政水産部のほうに聞いてもらっても結構ですけれども、どういう状況になっているかということで、わかる範囲内でまた聞かせてください。

それと、総務部長、地元の獣医師さんに対して、こういう状況でワクチンなり、あるいは殺処分で一生懸命やっていた中においても、職員の皆さん方の時間外勤務は大体7月ぐらいには支給された。地元獣医師さんたちにこういう対応のおくれあたりがあっただけいいのかと。そして、地元の獣医師さんあたりにもっと感謝するような気持ちは県はないのかという声は実に出ているそうです。このことについて、そういうことがもし事実であれば、今後、早目に対応等を私はするべきじゃないかと思うんですが、

でしょうか。

○**稲用総務部長** 私も中身を確認しないとというのは財政課長と一緒になんですけれども、どういふふうになっているのかというのは確認したいと思います。これも何か月もたっている話なので、早急に対応すべきものであればしていかないといけないと思います。農政水産部のほうとしっかりと話をしてみたいと思います。

○**押川委員長** 国会でもそういう答弁をされておるといふことでありますから、調べていただければわかると思いますので、ぜひ、お願いをしておきたいと思います。

それでは、ほかに御意見はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**押川委員長** それでは、以上をもちまして総務を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 11 分休憩

午後 2 時 14 分再開

○**押川委員長** 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案第 1 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**押川委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目等、特別に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 15 分休憩

午後 2 時 15 分再開

○**押川委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**押川委員長** では、そのようにいたします。

次に、閉会中の常任委員会についてであります。来週の 27 日（木）に閉会中の委員会を開催します。新たな県総合計画についての報告を予定しております。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**押川委員長** それでは、以上をもちまして委員会を終了いたします。

午後 2 時 16 分閉会